## 電子納品特記仕様書〔業務〕

## 1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン(以下、「岩手県ガイドライン」という。)及び国が策定している電子納品要領・基準等(以下「国の要領等」という。)に基づいて作成した電子データを指す。

## 2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- (O) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。
- ( ) 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

## 3 電子納品対象書類

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー		書類名	作成者		/# <del>**</del> .
			発注者	受注者	備考
REPORT	基本設計	設計概要		Δ	
		設計方針		Δ	
		工事費概算書		Δ	
		その他の資料		Δ	
	実施設計	設計計算書		0	
		構造計算書		0	
		設備計算書		0	
		数量積算書		0	
		工事内訳明細書		0	
		仕様書		Δ	
		現場説明書		Δ	
		その他の資料		Δ	
DRAWING	設計図	設計図		Δ	

- ※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
- ※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
- ※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。
- 4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部 提出すること。
- 5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。
- 6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。